

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」が答申されました。

中央環境審議会動物愛護部会の答申について（報道発表資料より：平成14年3月22日）

掲載URLは：<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=3229>

平成14年3月22日に開催された第4回中央環境審議会動物愛護部会では、環境大臣から諮問された「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準の見直しを含めたペット動物の飼養及び保管に関する基準の策定」について、これまでの審議を踏まえて「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」としてとりまとめ、答申されました。新基準は4月にも告示される予定です。

「近年、少子高齢化等社会状況の変化を反映し、ペット動物をめぐる国民意識、要請に変化がみられている中、犬及びねこを対象とする飼養及び保管に関する基準並びに、犬及びねこ以外のペット動物を対象とする基準」の一部について、それぞれ基準制定後25年以上を経過し、見直しを行う必要が生じていたことなどが、答申に至った経緯等とされています。

パブリックコメントへの応募数の概要や、答申された新基準内容は下記のホームページに掲載されています。また、パブリックコメントに応募された意見内容などの公開も予定されています。

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」[PDFファイル]

<http://www.env.go.jp/council/toshin/t14-h1309/t14-h1309-1.pdf>

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（素案）」に関するパブリックコメントの実施結果の概要について [PDFファイル(10KB)] <http://www.env.go.jp/info/iken/result/h140314a.pdf>

意見提出数227通（電子メール167・ファックス39・郵送21）述べ意見数627件（募集対象外の意見125）

動物愛護法が必要とされた昭和48年当時の「原点に立ち戻る」観点から、今回改正された基準内容には、「動物が命あるものであることにかんがみ、人と動物との共生」について、十分に配慮されることが望まれていました。

しかし、答申された内容は、ペット動物の隆盛などという時代の流れに巻き込まれ、「ペット動物などの保管」に重点が置かれています。

例えば、生物多様性保全に及ぼすペット動物などからの侵害防止については、新しくペットへの参入が見込まれる動物の生態などの知識を得ることのほか、逸走の防止や飼い主としての責任を自覚するなどの歯止め要項が促されるにとどまっています。

動物愛護法の第5条における「よるべき基準」答申内容の中で、ペット動物の飼養の条件付き禁止や、ペットを繁殖した後繰り返し行われる譲渡行為などに関する制限事項を規則することは困難なことともされ、動物をペットと位置付けした新基準の一部には、動物愛護法上の「動物が命あるものであることにかんがみ」た際のさまざまな現実的な矛盾も指摘されています。

動物愛護法が施行された折の付帯決議の検討事項や、数年後の見直しにあたっての課題は少なくありません。

環境省のホームページは：<http://www.env.go.jp/>

関連ホームページの紹介は：

[http://www.asahi-net.or.jp/~jz6m-dmn/nekodasuke/pubcom\\_kateikijun.html](http://www.asahi-net.or.jp/~jz6m-dmn/nekodasuke/pubcom_kateikijun.html)

動物の法律を上手に使うって、動物の福祉や動物との絆を考える動きも試みられ、動物の法律に関するご意見もホームページ上で提案されています：<http://blue.cs-w.com/~wingbird/>

●AWN会員からこのファックスをお知り合いの皆さまに転送していただく際に、その旨のご連絡は不要です。●AWN連絡会にご参加登録がお済みでない市民グループはお知らせください。●動物時事問題などに関する身近なニュースなどをお寄せください。●このファックスが不要の際や、不適切にお届けされた際には大変お手数ですが下記までこの用紙にチェックの上返信いただくと幸いです。ご連絡/返信先Fax.03-3350-6440 ねこだすけ気付 AWN連絡会デスクワーク推進係  
◆マスコミやジャーナリストの皆さまへお願いいたします。アニマルウエルフェア連絡会は、愛護動物活動市民グループの情報連絡ネットワークで、ファックスニュースを随時発行しています。マスコミやジャーナリストの皆さまにもお届けさせていただきました。不適切に届いた際や、ファックス番号の変更及び不要の際には誠にお手数ですが、下記をご記入のお届けください。

ファックス  
不要チェック✓BOX   
ファックス番号  
変更チェック✓BOX

貴団体名

ファックス番号

※ファックスニュースのインターネット.pdfファイルURLは… <http://nyanko.circle.ne.jp/pdf/news20.pdf>